



ゆりほんじょう市

# 農業委員会

## だより

第1号

平成18年1月 発行

発行 由利本荘市農業委員会

〒015-8501

秋田県由利本荘市尾崎17

TEL 0184-24-6258

FAX 0184-24-6396

# 迎春



平成17年12月7日開催された総会

あいさつ

— 発行によせて —



会長 佐々木 久造



新年明けましておめでとうございます。昨年は台風等によるハウスなどの農業施設の被害もなく、特に米においては、収穫量も平年並みと喜びに堪えない次第であります。

昨年七月に実施された合併後、初の農業委員選挙は、大幅な定数削減にも関わらず、戸惑いながらも三十名の公選委員と七名の選任委員が決まりました。委員一人当たりの担当区域も広範囲に亘り、重責を感じているところですが、農家の皆様に信頼され、気軽に相談できる農業委員を目指して活動して参ります。

さて、今後の農業、農政の状況は益々厳しくなることが予想されます。国では、品目別の経営安定対策から担い手の経営所得安定対策に移行することが決定しております。この制度の対象となれるのは、認定農業者や集落営農組織など、一定の要件を満たす必要があります。

また、実施時期も平成十九年と準備期間も一年しかありませんが、多くの農家が対象となれるように、関係機関・団体と連携しながら早急に対応していく所存です。

こうした厳しい農業情勢の中で、農業委員会は農家の代弁者として、国・県・市への要望を続け、農家の取り組みやすい方向を目指して参ります。

今後とも、これまで同様、農家の皆様を始め、関係機関・団体の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げまして、挨拶いたします。

# 新市農業委員会移行の経過

新市誕生に伴い、由利本荘市農業委員会となり、本庁事務局を市役所内とし、申請等の事務を取扱う事務所は各総合支所に設置（業務は旧市町の従来どおりです）しております。

者（由利地域）で構成され運営されました。

合併時は、市議会議員と同じく委員の在任期間を定め、平成十七年三月二十二日から同年七月三十一日まで委員八十七名（佐々木久造会長（本荘地域）・畑中仁平職務代理

市議会の六月議会で「農業委員会」の選挙による委員に関する定数等条例（市条例）が施行され、選挙による委員の定数は三十人とし、選任委員（議会等からの推薦）七人と合わせ計三十七人の新委員が平成十七年八月一日に就任しました。

（委員の定数区分は、別表1）

## 委員会を設置

農業委員会活動を広く職務遂行するため、各委員会を設置しました。

（平成十七年八月五日）

### ■総務委員会

総務委員長 佐々木 多悦  
総務副委員長 伊 豆 秀 一

### ■農政委員会

農政委員長 伊 豆 秀 一  
農政副委員長 加 川 一 男  
農政副委員長 佐 藤 邦 幸

### ■農地委員会

農地委員長 佐々木 多悦  
農地副委員長 二 部 幸 夫  
農地副委員長 庄 司 和 夫

※各委員会の所属委員は新農業委員紹介に表示しています。

別表1

選挙区名	区 域	委員の定数
第1選挙区	旧本荘市の区域	7人
第2選挙区	旧矢島町の区域	3人
第3選挙区	旧岩城町の区域	2人
第4選挙区	旧由利町の区域	3人
第5選挙区	旧大内町の区域	5人
第6選挙区	旧東由利町の区域	3人
第7選挙区	旧西目町の区域	2人
第8選挙区	旧鳥海町の区域	5人

初総会は同年八月五日に開催され、委員間の互選により、会長に佐々木久造氏（本荘地域）、職務代理者に鈴木博氏（東由利地域）が選出されました。

農業委員会は毎月、総会が開催され、農地法に定められた農地の売買、賃借等の許認可を始め、市から意見を求められた事項などを協議し、皆さんからの諸手続に対し支障のないよう業務が遂行されています。

委員の活動として、地域の状況を把握するため、九月には稲作の作況調査（由利・矢島・鳥海地域を調査）も実施



9月6日作況調査(鳥海)

### ◎ 農業委員会 ◎

- 本 庁 TEL. 庶務班 24-6258  
(本荘事務所) TEL. 農政班 24-6259  
TEL. 農地班 24-6260
- 矢島事務所 TEL. 55-4957
- 岩城事務所 TEL. 73-2014
- 由利事務所 TEL. 53-2114
- 大内事務所 TEL. 65-2804
- 東由利事務所 TEL. 69-2197
- 西目事務所 TEL. 33-4614
- 鳥海事務所 TEL. 57-2206

してあります。

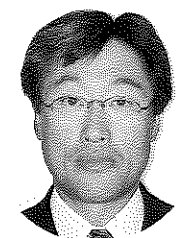
昨年は、調査した直後、稲刈り時期に台風や強風の心配もありましたが、由利本荘地域は被害が少なく、安堵いたしました。

各事務所名、農業委員の活動を写真等で紹介します。

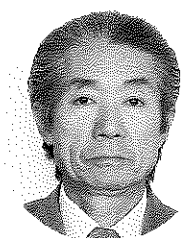
# 新 農業委員 紹介

合併による在任期間の委員  
(八十七名)のあと、平成十  
七年八月一日から新農業委員  
が誕生しました。  
地域の代表としてよろしく  
お願い致します。

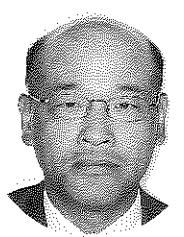
|| 議席順 ||



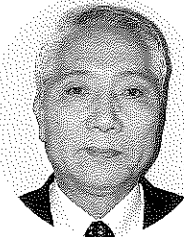
**小松忠彦**  
(47歳) 選挙  
農地委員  
TEL 29-2115  
本庄



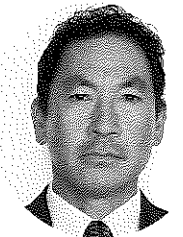
**二部幸夫**  
(63歳) 選挙  
農地副委員長・総務委員  
TEL 72-2879  
岩城



**佐々木多悦**  
(50歳) 選挙  
総務委員長・農地委員長  
TEL 67-2871  
大内



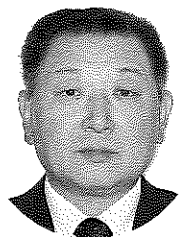
**佐藤 實**  
(66歳) 選任  
農政委員  
TEL 55-3022  
(農業共済) 矢島



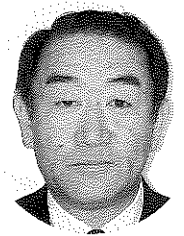
**鈴木甚一**  
(50歳) 選挙  
農地委員  
TEL 22-0990  
本庄



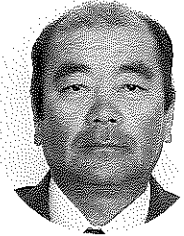
**正木修一**  
(48歳) 選挙  
農政委員  
TEL 65-3295  
大内



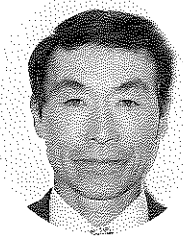
**佐藤系悦**  
(53歳) 選挙  
農地委員  
TEL 55-2449  
矢島



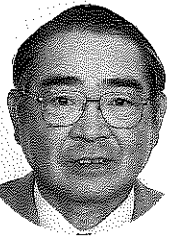
**佐藤俊和**  
(54歳) 選挙  
農政委員  
TEL 53-3714  
由利



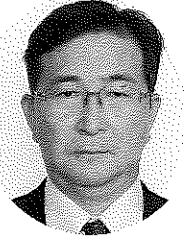
**加川一男**  
(56歳) 選任  
農政副委員長・総務委員  
TEL 33-2522  
(学識) 西目



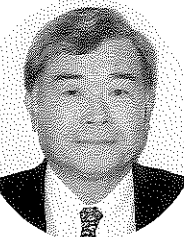
**熊谷正博**  
(58歳) 選挙  
農政委員  
TEL 53-2166  
由利



**高橋賢一**  
(55歳) 選挙  
農政委員  
TEL 57-2702  
鳥海



**東海林正彦**  
(49歳) 選挙  
農地委員  
TEL 66-2452  
大内



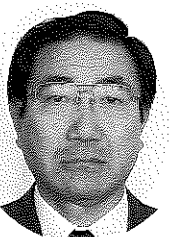
**佐々木 紘一**  
(66歳) 選任  
農政委員  
TEL 22-0919  
(土地改良区) 本庄



**金子拓雄**  
(54歳) 選挙  
農地委員  
TEL 69-2610  
東由利



**渡辺幹夫**  
(56歳) 選挙  
農政委員  
TEL 69-2621  
東由利



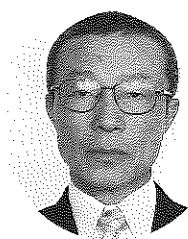
**真坂平通**  
(53歳) 選挙  
農政委員  
TEL 66-2301  
大内



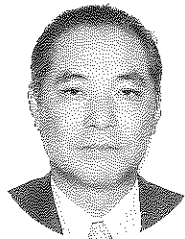
**茂木美寶子**  
(58歳) 選任  
農地委員  
TEL 55-2457  
(学識) 矢島



相庭 安一  
(57歳) 選挙  
農地委員  
TEL 56-2728  
..... 矢島 .....



佐々木 隆一  
(58歳) 選挙  
農地委員  
TEL 33-3661  
..... 西目 .....



角谷 長栄  
(52歳) 選挙  
農地委員  
TEL 23-4163  
..... 本荘 .....



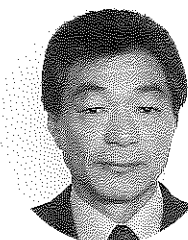
佐藤 弘志  
(62歳) 選任  
農政委員  
TEL 59-2172  
..... (学識)鳥海 .....



伊豆 秀一  
(58歳) 選挙  
農政委員長・総務副委員長  
TEL 55-2580  
..... 矢島 .....



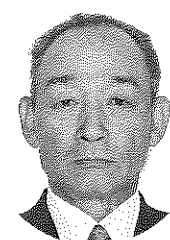
佐々木 建一  
(69歳) 選挙  
農地委員  
TEL 28-2614  
..... 本荘 .....



岡田 實  
(55歳) 選挙  
農地委員  
TEL 33-3790  
..... 西目 .....



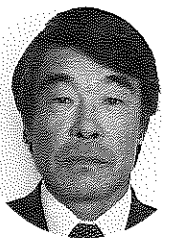
大場 弥吉  
(51歳) 選挙  
農地委員  
TEL 59-2907  
..... 鳥海 .....



井島 昇  
(66歳) 選任  
農政委員  
TEL 29-2412  
..... (農協)本荘 .....



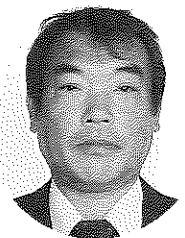
田口 作内  
(57歳) 選挙  
農政委員  
TEL 22-0946  
..... 本荘 .....



金子 徹  
(54歳) 選挙  
農地委員  
TEL 23-1667  
..... 本荘 .....



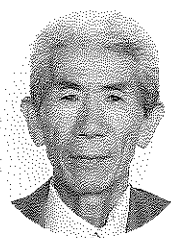
佐藤 政志  
(48歳) 選挙  
農地委員  
TEL 57-2854  
..... 鳥海 .....



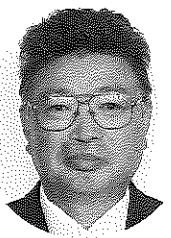
庄司 和夫  
(54歳) 選挙  
農地副委員長・総務委員  
TEL 53-3700  
..... 由利 .....



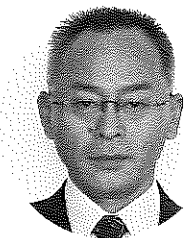
木村 耕一  
(58歳) 選任  
農地委員  
TEL 53-2478  
..... (学識)由利 .....



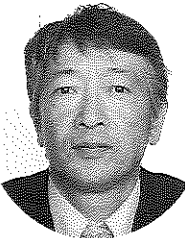
佐々木 眞光  
(62歳) 選挙  
農地委員  
TEL 67-2369  
..... 大内 .....



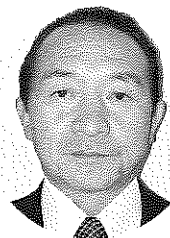
佐々木 久造  
(59歳) 選挙  
会長  
農政委員・総務委員  
TEL 22-5822  
..... 本荘 .....



今野 正樹  
(50歳) 選挙  
農政委員  
TEL 73-2082  
..... 岩城 .....



佐藤 邦幸  
(50歳) 選挙  
農政副委員長・総務委員  
TEL 57-2712  
..... 鳥海 .....



眞坂 隆安  
(57歳) 選挙  
農政委員  
TEL 58-2534  
..... 鳥海 .....



鈴木 博  
(65歳) 選挙  
会長職務代理者  
総務委員・農地委員  
TEL 69-3992  
..... 東由利 .....

標準小作料設定状況一覧表【田】

区分	現在の標準小作料			転作加味の有無	改訂前の標準小作料 料最高額のみ表示
	上段=金額 (円)	下段=収量 (kg)			
本荘	20,000	15,000	10,000	○	20,000
	600	570	540		
矢島	21,000	15,000	10,000	○	21,000
	590	520	470		
岩城	17,000	14,000	9,000	○	27,000
	560	510	460		
由利	20,000	15,000	10,000	○	30,000
	580	540	470		
大内	18,000	15,000	10,000	○	19,000
	560	520	470		
東由利	20,000	15,000	9,000	○	20,000
	590	540	480		
西目	21,000	17,000	10,000	○	21,000
	580	540	470		
鳥海	21,000	15,000	7,500		24,000
	550	490	460		

※平成17年使用の標準小作料です。次回の改定まで使用します。

◆**地域ごとの小作料**◆  
現在の10アール当たりの参考とする標準小作料は、左記の通りとなっております。貸し手、借り手で実際の収穫量、賃借の耕地の必要経費と照らし合わせ話し合せて決めましょう。

**提出はお忘れなく**  
農業委員会委員選挙人名簿登録申請の提出期限は、一月十日までです。毎年、一月一日現在の状況の「農業委員会委員選挙人名簿」を調査することになっていきます。名簿に載っていないと選挙権がなくなり、又、リコールの請求も出来ません。  
各事務所（地域ごと）で調査していますが、選挙資格のある方で申請用紙が届かない方がありましたら、至急最寄りの農業委員会事務所にお問い合わせ下さい。  
**登録の条件**  
一、由利本荘市に住所を有している方  
二、二十才以上の方  
三、十アール以上の農地を耕作している農業経営主  
四、農業経営主の配偶者または同居の親族で、年間六十日以上農作業に従事している方

# Q&Aコーナー

**Q** 農家が直接、家庭菜園をし、貸付が開設できると聞きました。

**A** 農地法の改正(平成十七年六月)により農家が市と特定の農地貸付の協定を結ぶ事により、農家が直接、家庭菜園を開設し、農家でない人にも10アールを上限に貸付けることが出来るようになりました。

※ 市民農園の場所選定にあたっては、特定農地貸付規程制度による農業委員会の承認が必要です。

## 利用の方法

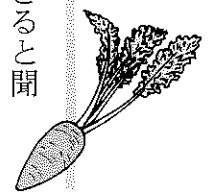
農家が農園方式を取り、農園利用者に利用してもらう。

**パターン1** 利用期間を定め、営利以外の目的をもって農作業を体験してもらう。

**パターン2** 入園料を支払って、農作業を体験。収穫物は入園者に販売する。

貸付にあたっては次のようなことに注意が必要と思われる。

- 1 家庭園芸が基本であり、土地の賃借ではないこと。
  - 2 利用にあたっては、雑草を繁茂させないこと。作物を農地に放置しないこと。
  - 3 環境、人体に害を与える農薬等の使用禁止。
- 詳しくは、農業委員会にお問い合わせ下さい。



# 農業委員は農家の代表です ～農地等のご相談は、お近くの農業委員へ～

農地の売買・賃借・農地転用  
農地相談・農業者年金

## 農地の売買・賃借・ 農地転用の決定

現地調査  
会議での審議・許可決定・県へ進達



## 農業委員は地域の世話役

●農地 ●後継者 ●農地紛争などの  
相談相手



## 農業者年金の加入と 受給手続きの お手伝い

加入の促進  
経営移譲の指導



## 地域の農業の把握・ 保安確保

無断転用の防止・優良農地の  
確保相談



## 農地利用集積・ 集団化経営

農地利用の調整・あっせん



## 市民農園の活用

法律趣旨の指導、助言



## 農業法人等の活用

法人化の相談、集落営農  
の相談・活用



集落営農

## 1. 農地の売買等には農業委員会の許可が必要です

農地の売買をした場合は、登記所(法務局)で名義の登記をしますが、この場合、登記の申請には、農地法の許可があった事を証する書面が必要となります。

申請者 ←申請→ 農業委員会  
←許可→

### 許可の基準

農業委員会が許可するか否かは、農地の受け手が農地を効率的に利用するかどうかについて受け手の農業経営状態、経営面積等を考慮し、許可をしてはならない基準に該当するときは許可しないこととしています。

## 転用申請の添付書類

申請書には次の書類の添付が必要です。

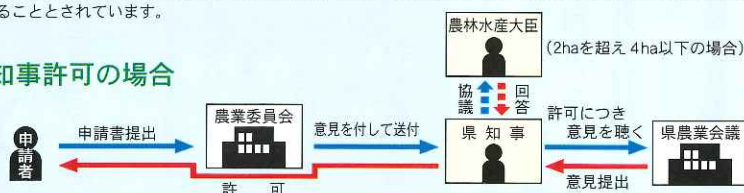
- 法人にあつては、定款(寄付行為)及び法人登記事項証明書
- 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)
- 位置図(1/10,000程度)
- 転用計画の概要及び図面(1/500～1/2,000程度)
- 所有権以外の権利に基づく申請の場合は、所有者の同意書
- (事業)計画書
- 耕作者(小作者)がいる場合は、当該耕作者の同意書・解約届
- 転用に伴い他法令の許認可等を了しているときは、その旨を証する書面
- 転用地が土地改良区の地区内にある場合は、当該土地改良区の意見書
- その他参考となる書面

## 2. 農地を転用する場合には、農地法の許可が必要です

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
4条	農地の所有者が農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	県知事	国、県が転用する場合や市町村が土地収用法対象事業のために転用する場合等
5条	農地、採草放牧地を転用するため売買等を行う場合	売主(農地所有者)と買主(転用事業者)	農地が4haを超える場合には、農林水産大臣(地域整備法に基づく場合を除く)	

(注1) 2haを超え4ha以下の農地の転用を県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています。

### ●県知事許可の場合



申請は毎月20日までお願いします。